

第38回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成29年3月10日（金）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

- (1) 前回のテーマ（裁判員制度の現状と課題について）を踏まえた裁判所の取組事項について

別紙第2のとおり

- (2) 今回のテーマ（配偶者暴力等に関する保護命令手続について）に関する意見交換

別紙第2のとおり

- (3) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

- (4) 次回期日

平成29年6月27日（火）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	岡	田	雅	夫
同	鬼	澤	友	直
同	小	浦	美	保
同	齋	藤	寛	司
同	高	見	宣	哉
同	多	田	淳	子
同	寺	田	光	寂
同	平	松		博
同	福	田	尚	司
同	前	川	真一郎	
同	松	島	幸	三
同	宮	崎	隆	博
同	善	元	貞	彦

(五十音順)

(別紙第2)

《前回のテーマ（裁判員制度の現状と課題について）を踏まえた裁判所の取組事項》

事務担当者

前回のテーマが「裁判員制度の現状と課題について」ということでしたが、それを踏まえた裁判所の取組事項について御説明いたします。

裁判員制度の広報といたしまして、前回、裁判員制度の現状と課題について地裁委員会で議論をしていただいた後、裁判所が行った取組状況について御紹介をさせていただきます。

●●新聞にも掲載をしていただきましたが、2月3日に●●小学校の6年生を対象に、午前中に裁判所で模擬裁判員裁判を行いまして、引き続き午後、裁判官が●●小学校に出向いて、6年生約150人で評議を行って、その結果を生徒に発表してもらおうという取組を行いました。

また、3月15日に●●に裁判官が出向いて、裁判員制度の出前講義を実施いたしました。

また、裁判員候補者として選定された方に対する出席率の向上のための取組といたしまして、裁判員候補者が選任手続期日においでいただける、いわゆる出席率を上げる努力が必要であろうという御意見を頂いておりました。

そこで、裁判員候補者に対して、裁判に参加していただけるかどうかの判断をする際の資料となる事前質問票を提出していただくようお願いをしているところですが、期限までに返送されなかった方に対しては、その返送を促す書面を送付することにいたしました。これは、お手元にお配りしている「書類返送（ご確認）のお願い」という書面でございます。

今後、平成29年4月以降の選任分から実施させていただく予定ということですので、これは主に裁判員裁判に参加することについて迷われている方をターゲットにした取組でございまして、裁判員を経験された方の感想を紹介するとともに、日

当のお支払いなどについても御説明をさせていただくことで、積極的な参加を呼び掛ける内容となっております。

《今回のテーマ（配偶者暴力等に関する保護命令手続について）に関する意見交換》

委員長

今回のテーマは、配偶者暴力等に関する保護命令手続についてです。

委員の方からは、前回、委員会で意見交換をしたいという御提案がありましたので、今日取り上げさせていただいております。

意見交換をする前に、保護命令申立事件の統計データについて、裁判所の担当者から御説明を頂きたいと思います。

【裁判所から説明】

裁判官

資料に基づき説明

【ゲストスピーカーから説明】

岡山県女性相談所担当者

資料に基づき説明

岡山県警察本部担当者

資料に基づき説明

【模擬審尋】

裁判所担当者による実演

【ゲストスピーカーから説明】

岡山県警察本部担当者

資料に基づき説明

委員長

ここは裁判所委員会なので、今日は、女性相談所、あるいは警察の方もお見えですけれど、裁判所の役割ということに基本的にはウエイトを置いているいろいろな御意見を頂きたいと思いますのでよろしく願いいたします。

A委員

模擬審尋ありがとうございました。非常に分かりやすい審尋だったと思います。

細かいことですが、相手方に対する不服がある場合は、高裁に対して即時抗告をすることができるということですが、先ほどのやり取りを見ていますと、相手方の肩を持つわけじゃ全くないのですけども、かなり不服を持たれる方というのが現実にはいらっしゃるのかなという気もするのですけれど、実際どのぐらい即時抗告をされるのですか。あるいは、その現場で相手方に通知をされるときに、トラブルが起きないのかということころは、現実としてどうなんでしょうか。

裁判官

普段事件を処理している中で感じる感想程度ということになりますが、即時抗告の件数自体は多くないという感想です。もちろん、十分納得されてないだろうということは想像するわけですが、だからといって即時抗告をして、それが認められるのかということころにおいて、自身が暴力等を振るっていることについては分かっているというような場合には、即時抗告にまでは至らないということが多いように感じております。

窓口でのトラブルということに関してなんですけれども、先ほど模擬審尋で見てくださいましたようなことはよくあるというところでもあります。

それ以上のところになると、これもどこまでいっても言い分がひっくり返るのかというところのわきまえのようなものをお持ちの方が多いうようにお見受けをしております。非常なトラブルということは多くはないというのが感想でございます。

委員長

1回の審尋はどれぐらいの時間されるのですか。

裁判官

ケースバイケースでして、今の模擬審尋の事例ですと、割と証拠がはっきりしていて、そして相手方も暴力自体は認めていて、その必要性も高いということになりますと、先ほど程度の時間ということにはなります。ただ、証拠が薄く、それぞれの言い分のどちらが信用できるのかということになってきますと、経緯なども含めまして、もう少し長く詳しくお聞きするということになります。

B委員

まず、今日、最初にお話いただいた統計資料を見て、正直な感想としてはちょっと驚いたという方が多いんじゃないかと思うのですけれども、1年ぐらいだったらこういうこともあるのかと思うのですが、岡山地裁管内の受理件数が2年連続全国上位となりますと、何か岡山県の特徴といいますか、もしかしたら相談窓口が他のところより充実しているから申立てにつながっているということもあるのかもしれないですけども、何か裁判所でお感じなことがあれば教えていただければと思います。

裁判官

先ほど女性相談所の担当者や警察からの御説明にもありました件数よりも、保護命令の申立てそのものは非常に数が少なくなっております。その中での他庁との比

較ということになりますので、なかなか裁判所でこの申立件数から岡山県の情勢などを推し量るのは難しいというのが正直なところでございます。

C委員

私も統計について思ったのは、件数が多いとは言えないんですけど、申立ての件数の推移に比べて、警察の方が御対応されてる配偶者暴力事案の増加傾向と先ほど申し上げた申立ての件数の推移というのが、同じような増加傾向にあれば非常に納得しやすいというか、見て分かりやすいんですけど、そうになってないということは、その中の関係性があるのかなということが気になりました。

委員長

警察は、何か起こらないと動きませんよね。

岡山県警察本部担当者

何か起こらなければ動かないということは、現時点で全くございません。相談の段階できちんと対応はしております。警察の統計というのが、要するに裁判所から書面提出請求があったときに提出するものであり、この対応表は請求に基づいたものになっています。

C委員

私も県警の担当者か女性相談所の担当者にもお聞きしたいのですが、今日の模擬審尋のような形だと、基本的に送達を受けた日から退去せよということで、多分受け取った主人側からすると退去しないといけないのは理解できたけど、家に荷物もあるし一回取りに行こうという気持ちも起きて不思議じゃないと思います。そのときに、例えば保護命令を少し破って、ちょっとその日に家に荷物だけ取りに行こうということがあって、一番ニアミスな危険が高いのが保護命令が出された当日か、

そこから数日以内ということだと思います。

この申立人が自分の住居に恐る恐る見に行くと思うのです。でも、相当それは怖い精神状態だと思うのですけれども、その際に、例えば県警若しくは女性相談所の職員などが同行してもらえないかという相談を受けたら、それに協力されるということはあるのでしょうか。

岡山県警察本部担当者

今の御質問のとおり、申立人の方が当然御自宅に荷物等を取りに戻られる際には、事前にスケジュールも把握した上で、必要に応じて警察のほうで警戒はしております。

委員長

今のは相手方の話ですよ。

C委員

私がお聞きしたのは、要するにこの申立人が、保護命令後初めて自分の家に行くときに、申立人からの要請を受けて、例えば初めて家に行くときに一緒に同行するなどの協力をするのでしょうか。

岡山県警察本部担当者

今も御説明したとおり、やっております。

岡山県女性相談所担当者

退去命令が出ている場合の荷物の取り出しについて、一時保護している場合は私たちが同行して、警察と協力してということもあります。ただ、初めて御本人が行かれるというときなんですけれども、今まで相手方と同居している方が、女性相談

所に避難をして保護命令申立をする場合、前住んでいたところ以外の場所において接近禁止というがあるので、基本的に元いた家に申立人は行かないということが前提になっているように思います。

D委員

保護命令申立てをしたときに、離婚になる確率のほうがはるかに多いのですか。

委員長

保護命令発令後ということですね。

D委員

経済的に完全に別れることになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

裁判官

DVの申立てをされた人が、その後離婚したかどうかというところまでは、正確なところは分かりません。想像では、もちろんそういうことが多いのではないかなと思いますが、これも一般の方と同じような想像の範囲を超えないものかなと思います。

ただ、たまに戻られたりする方もないわけではないので、何ともいえないというところかなと思います。

D委員

もし別れた場合、経済的な問題が出てくると思うので、そのあたりはどのようなかなと思いました。ただ別れただけで済むという問題じゃないかなと思います。

岡山県女性相談所担当者

保護命令を申立てして、その後離婚に至るケースもありますし、また元に戻るケースもあるのでありますが、離婚になった場合の経済的な問題ということでしたら、被害者の自立支援というところでします。

私も詳しい数字は持っていないのですが、当面お仕事をされていない人だったら、生活費をほとんど持っていらっしゃらないのですが、御親族の支援が受けられる場合もありますし、その他、すぐに働くことができなくてお金もないということになれば、福祉事務所に相談して、生活保護を受けて自立の道を探るということもあります。それから、また離婚になると、その中で養育費だとかそういった金銭的なことについて、交渉して確保していくこともあります。

D委員

養育費を支払う形になるようなことは少ないわけですか。

委員長

それはあり得ると思います。

D委員

一応、親とすれば養育の責任は別れたとしてもあるわけでございますから、別れても養育費だけは払うというケースは全体の半分もないのではないかと思いますのですが、いかがですか。

E委員

私は、平成28年10月まで家事調停を担当していましたけれど、やはり別れるときに必ず話し合われるのは養育費の問題です。だから、少なくとも家事調停に来てる限りは、きちんとその辺は話をした上で別れることになると思います。

ただ、調停まで来ずに、当事者同士の話で別れた場合にどうなっているのかとい

うのは、裁判所も分からないです。

F 委員

私は両方の代理人をやっている者でありまして、一番ちょっと変わっているというの、夫から暴力を受けたということで保護命令が発令されました。その理由は、顔を殴られて結膜下出血になったと奥さんが言われまして、後から離婚訴訟をこちらから起こしました。結局、裁判でどういうケースになったかといったら、これは、結膜下出血というのは殴られたから起こるとは限らないのです。過労や飲酒や、女性の場合だと生理でなる場合があります。もう一つは、カルテを取り寄せたら殴られたという記載はないです。それがその前後のメールのやり取りを見たら、非常に夫婦のやり取りはいいんですね。お父さん、帰りにこういったもの買ってきとか言っていた当日に暴力を受けたと言っていたのです。結局、本人尋問でも奥さんは殴られていないことを認めたということになっているんですけども、まずは保護命令の段階で、即時抗告と言ったんですけど、なかなか難しいだろうということになりました。その後、県警本部から夫の携帯に電話が掛かってきて、保護命令に違反したら逮捕すると言われたので、夫としてはかなりのショックで、一流企業に勤めてるので、非常にプライドを傷つけられたという思いがあります。このケースについては、いわゆるもう別居状態になっていますので、生活費を払ってほしいということになり、あとは訴訟を通じてということで終わったんですけども、結局は養育費を払ってもらったという事案です。

それから、今度は逆のケースについては、妻の側から保護命令の申出をしまして、これは裁判をせずに離婚ということになり、間に入って離婚届を出しました。このケースでは、もう養育費用は要らないと言いまして、もう関わり合いは持ちたくないの、一切お金は要らないという内容の示談書を交わして終わらせたというケースがあります。

D 委員

被害を受けたような人だったら、結局、何もお金なしで全部できるのが一般的なんでしょうけど、県費でも払うと書いてあるものもあったりするんですけど、保護命令の申立費用というのは、どういう意味合いで必要なのですか。

書記官

裁判所の手続を利用するということで、申立ての手数料として納めていただく費用がございます。それが1,000円ということになっています。さらに通信連絡費として、当事者の方への期日の呼出しとか、あるいは保護命令が出た場合にその決定等をお送りする郵便切手代が実費で掛かるということになっています。

裁判をする場合には、必ずその費用についてどちらが負担するかというのを裁判の中で決めないといけないということになっており、先ほどの保護命令の中に費用負担の裁判がなされているということになっています。

実際にこの裁判に基づいて、相手方に対して掛かった費用を請求するかどうかというのは、申し立てた方が御判断されて、手続をされるということになります。

E 委員

申立費用に関して、基本的には、やはり濫訴防止的な意味があると思います。

裁判官

保護命令手続について、制度的には訴訟救助はあるとは思いますが、多分費用の額が今御説明しましたように、それほど大きくないのが理由だと思いますが、実際、ほとんど訴訟救助の申立てを受けた経験はないです。

E 委員

通常の民事訴訟だと、その訴額に応じて何十万円とか収入印紙を納めないといけ

ませんが、お金がない場合は免除される場合があります。

委員長

先ほどほとんどお金を持っていないという話がありましたけど、その場合はどうされるのですか。

岡山県女性相談所担当者

一時入所中の方につきましては、県費で賄うことができるということになっています。

D委員

県費でもいいんですけど、保護命令申立てを受理するとなれば、できればそういう費用はなくて、国費で見てもいいんじゃないかとは思いますが。

委員長

やはり国の制度ですから、何をするにしても我々は手数料を払いますので、その範囲内では難しいかなという気がします。

F委員

法テラスというのがあります。そういうケースでは法テラスを使いまして、代理援助制度を利用して弁護士についてもらう過程で、まず原則的には訴訟救助を求めて、それで解決しないという場合であれば、法テラスから追加費用という形で出る可能性があります。まずはその点については、弁護士にも相談していただければと思います。

委員長

法テラスも知名度が低いんじゃないかという気がしなくはないのですが。

F 委員

私は、今、法テラスで副所長をやっていて、広報をしっかりやっているのですが、そういう御認識を伺いましたので、より一層広告費の増額をして、そういうことを普及させたいと思います。

委員長

皆さん、法テラス御存じですか。

D 委員

私もよく知っています。

G 委員

以前に、それこそDVで女性相談所に駆け込んだ方が、例えば自立のために就職先や住むところを全て用意していても、やはり元に戻ってしまわれる方がいらっしゃるという話を聞いたことがあるんです。今回ちょっと気になったのが、例えば、保護命令を申し立てた方と同じ方が毎年申立てに来られるようなことはあるんでしょうか。

裁判官

保護命令の申立ては、現時点において、近付くとそこでさらなる暴力を受ける恐れがある場合に発令されます。基本的には、6か月ということでありましてけれども、その6か月を経過しても、なお相手方が近付いて暴力を加える恐れが継続している場合には、再度の申立てがなされる場合がございます。

G 委員

継続した場合ということですね。

例えば、一度申立てして、何も被害もなく、取りあえず1年ぐらい経って何もなかったのに、また元に戻られて、再度1年か2年経ってその方がまた申し立てて来られるというようなことはありますか。

裁判官

時折ですね、10年ぐらい前に暴力を受けて、その後、夫婦生活が継続していて、時には出産もされているにもかかわらず、その後夫婦関係が悪化して、そのときにもめているので相手から何をされるか分からないという形で申し立てられるようなケースもございます。

委員長

相談所では事例はありますか。

岡山女性相談所担当者

少ないですけど、ないことはないです。

裁判官

ただ、その場合に認められるかということ、そもそも暴力の事実を相手が否定した場合に、確かに10年前に受けたということが立証できるかという一つの問題がありまして、もう一つは現時点で配偶者からの暴力の恐れと言っていることが、直近で暴力を受けていてその関係が継続していると、今も会ったら受けかねないというのが割と想像しやすいんですけども、10年間何も無いんだけど、顔を見たら急に殴られるかということ、やはり要件的には難しくなってくるような感じはしています。

A委員

今、保護命令のお話で、配偶者からの暴力の恐れが継続していると見られる場合には、また改めて保護命令が出るというケースもあるということだと思いののですが、まずそういう恐れがあるというのは、どのような判断でされていらっしゃるのかということが一点と、それから、その相手方に保護命令をしても、その期間中に相手方に改善が見られるかどうかというのは、なかなか分かりにくいかと思うのですが、その相手方をケアするようなアプローチであったりとか、そういう機関であったりとかいうのはあるのでしょうか。

裁判官

裁判所において相手方をケアする制度というのはございません。

委員長

その6か月過ぎた後は、出し直すのですか、それとも継続という何か方法があるのですか。

裁判官

出し直すといえますか、その再度の申立てという言い方はしているのですけれども、改めて保護命令の申立てをされて、その段階での判断をすることにはなりません。

委員長

同じ手続を繰り返すということですか。

裁判官

同じ当事者が同じ手続をまたしてくることだと思います。

H委員

今日、ここに来る前には、DVは9割を超えるぐらいが夫によるものではないかと思ったのですが、女性相談所から頂いた資料を見ますと、相談件数の推移の計のところ括弧書きになっているのがDV相談件数ということですが、主訴別相談件数では、平成25年度以外はDV相談件数が夫等の暴力になってます。平成25年度だけは、DV相談件数が相談件数の推移では793件であるところ、主訴別相談件数の区分で夫等の暴力が703件とあり、その差が90件ありますが、この90件というのは妻からの暴力なのでしょうか。

岡山県女性相談所担当者

これは間違いです。本来なら793件となるところを703件になっていましたので訂正してください。

また、主訴別件数区分で、精神的暴力と記載があるのは精神的問題の間違いでございますので、訂正してください。

I委員

私は、今岡山地裁では、この保護命令手続は扱ってないのですが、以前担当していたことがありました。今日の模擬審尋を見て、ちょっとやり方も違うなと思ったところがあり、一番大きなところですが、これはやり方がいろいろとあるかもしれませんが、本人に告知する際に、私がやっていたときには、審尋の後、裁判官がまた戻って、本人に面前で決定書をお渡しするということをしておりました。

先ほど尋問の時間がどれぐらいかというような御質問がありましたけれども、おおむねああいった形で終わるとは思うのですが、中には暴力の事実を否認するという場合があります。暴力を否認されると、なかなか認定するのが難しく、本人が

申し立てたりするので証拠も少ない場合もあり、いろいろ苦労するということがありました。

それから、先ほどの告知の続きで言いますと、書記官が伝えた後で本人が苦情を述べていましたけれども、これは担当書記官から以前聞いた話ですけれども、私の感覚的にもそうなのですが、暴力はよくないということは御本人も分かっていることなんですけれども、今日の模擬審尋でもありましたように浮気を疑うとか、借金をするとか、家事をしないとか、奥さん側にその暴力の引き金となったようなことがあって、我慢できずに暴力を振るうというような弁解を男性はするということがよくあります。

幾らそういう理由があっても暴力はいけませんということで、保護命令の発令はするのでありますが、発令を受けた後で、男性としては納得できない部分が多いようで、それをなだめるのに書記官が苦労するということが結構あります。ちょっと裏話的なところですけども、実情を知っていただいたらと思い、お話しさせていただきました。

E 委員

私も10年くらい前に、DV事件を●●地裁で担当したことがありまして、やはり事件はさまざまでありまして、申立人を審尋してるうちにだんだん申立人のほうが過呼吸になって、もう息もできなくなってしまうというようなケースもありました。それから70歳の妻が75歳の夫を相手に保護命令を申し立てて、家には帰ってはいけないという命令を本当に出してもいいのかと申立人に聞いたところ、申立人は、もうあの人はこれくらいやらないと分からないんですと言いました。その次に、旦那に聞いたところ、旦那は、俺はあいつを教育しているだけだと普通に言われて、もう確信犯でやっています、やむなく保護命令を出したのですが、その後、御主人がどうなったかよく分からないのですが、でもしばらくして、その申立てを取り下げてきましたので、その保護命令が何らかの効果を与えたのかなという

ようなことはあります。

それからもう一つ、夫申立ての保護命令です。旦那は、目が弱くて、ちょっと暴力を振るわれると網膜剥離を起こされる可能性があるのに妻が殴ってくるんですという申立てで保護命令を出しました。保護命令は本当にいろいろな形のものがあります。

委員長

生々しい話が最後にありましたけど、ただ全体として伺っていて、やはり申立人も証拠をきちんと整えておくというのがとても大事で、女性相談所へ行った人はそこで写真を撮っていただいたりということがあるのですが、そうでない場合、なかなか難しい部分があるなということを感じました。

(別紙第3)

《次回テーマに関する意見交換》

委員長

次回のテーマについて、何か御希望がございましたら発言していただきたいのですが、いかがでしょうか。

E委員

今回のDV保護命令の実態というのを、皆さん恐らく初めてお知りになる方が多かったと思いますが、もう一つ刑事事件で、精神障害によって起訴された被告人が無罪になったりした後、裁判官と精神科医が一緒になってその人を入院させるという医療観察制度というのがあります、それがどのように運用されているかということが、なかなか一般的には知られてないところだと思いますので、もし皆さんがよろしければ、その辺りを御紹介して、少なくともそういう制度があるんだということを皆さんに知っていただいて、いろいろと御意見いただけたらよろしいんじゃないかなと思います。

委員長

最近もいろいろ精神的な原因があって事件が起こってるのが報道されていますので、関心の高いところかと思います。

それでよろしいでしょうか。それでは、今、E委員から御提案のありました医療観察制度を次回のテーマとして取り上げさせていただきたいと思います。